

## 航空安全に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 : 平成14年8月～15年12月
- 2 調査対象機関 : 内閣府、総務省、国土交通省等

【勧告日及び勧告先】 平成15年12月16日、国土交通省に対し勧告

【回答年月日】 平成16年9月17日

### 【行政評価・監視の背景事情等】

航空交通は、今や国民生活に欠くことのできない交通手段として定着。その一方、一たび事故が発生した場合には、多数の人命が失われるなど大きな社会的・経済的損失をもたらすおそれがある。

この行政評価・監視は、日本航空907便事故（平成13年1月）、全日空61便ハイジャック事件（11年7月）、米国同時多発テロ事件（13年9月）の発生等を踏まえ、航空機の安全な運航を確保するための施策（セーフティ施策）及びハイジャック防止等に係る航空保安対策（セキュリティ施策）の実施状況を調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 航空機の安全な運航を確保するための施策  (1) 航空事故を防止するための施策(航空安全に係る施設の保守管理の徹底、航空管制官の健康管理の充実)  (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>滑走路等の飛行場基本施設、航空保安施設等について、障害発生の事例収集と原因の分析及びその結果の周知等を通じて、同種類別の障害が発生しないよう保守管理を的確に実施すること。  航空管制官の疲労等による注意力・集中力の低下を防止するため、航空管制官の健康管理の方法等に関する指針を定めること。</p> </div> <p>(説明)  《制度・仕組み》  航空安全に係る施設の機能及び性能を常に正常な状態に維持するため、施設の管理者は、保守管理要領等を作成し、これに基づき定期的及び臨時に保守点検を実施する仕組み  航空管制官は注意力・集中力を維持し、瞬時に的確な判断を下し得るよう心身の状態を良好に保っておくことが重要  このため、航空管制官には、定期的な身体検査の義務付け</p> <p>《現状・実態》  施設の保守管理について改善を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滑走路等の飛行場基本施設について適切な保守管理が行われず障害が発生したもの又は航空運送事業者から安全性について指摘があるもの(31飛行場中4飛行場)</li> <li>・ 不点灯となった航空灯火(航空保安施設)の復旧に長時間を要したのもの(同じく2飛行場3事例)</li> <li>・ プログラムミスを発見できず、航空管制システムに障害が発生し多数の航空機の定時運航を妨げたもの(1事例)</li> </ul> <p>国土交通省では、日本航空907便事故の発生を踏まえ、航空管制官の管制席着席時間の明確化等の措置を講じたが、疲労等による注意力・集中力の低下を防止するための指針等は定めていない。</p>	<p>[ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ]</p> <p>国土交通大臣が管理する飛行場基本施設、航空保安施設等については、勧告の趣旨を踏まえ、平成16年1月から、施設の種類ごとの障害発生事例の収集・分析結果と再発防止対策を本省航空局及び地方航空局において開催する各種会議等(空港土木施設維持管理基準等検討委員会、航空灯火等施設運用調整会議等)の場や安全・危機管理監察(16年1月から7月末までに21飛行場等において実施)において周知徹底し、同種類別の障害の発生防止に努めているところ</p> <p>また、公共用飛行場を管理する特殊法人及び地方公共団体に対しては、平成16年1月から、定期検査の実施(16年1月から7月末までに31飛行場において実施)に併せて、各種施設の障害事例の提供を行うなど、施設の的確な保守管理について必要な指導及び助言を実施</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、平成16年5月に、「航空管制官及び航空交通流管理管制官の健康管理の方法に関する指針」(平成16年5月25日航空局管制保安部管制課長決定)を制定し、航空交通流管理センター、各地方航空局及び各航空交通管制部に対し、同指針に基づき管制機関ごとに健康管理指針(規程)を制定するよう指示</p> <p>今後は、各管制機関が制定する健康管理指針(規程)に基づき、航空管制官等の健康状態の的確な把握を行うことにより、航空管制業務の確実な実施に努める所存</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 飛行場における消火救難体制の確立(空港緊急計画の策定とその実効性の検証)</p> <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>実効性のある飛行場緊急対応体制を確保するため、緊急連絡体制図、関係機関との協定及びグリッドマップを含む空港緊急計画の策定を促進するとともに、その適時適切な見直しを行うこと。</p> <p>消火救難訓練を定期的かつ効果的に実施するとともに、訓練終了後の評価を的確に行うことにより、訓練の充実強化を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度・仕組み》</p> <p>航空事故等の発生に備えて、飛行場管理者、消防機関、警察機関、医療機関等の関係機関があらかじめ各機関の役割を明確にするとともに、定期的かつ実践的な消火救難訓練を実施することが重要</p> <p>国土交通省では、飛行場管理者に対し、緊急時の連絡通報体制、関係機関との協力体制、グリッドマップ(注)の作成等を含む空港緊急計画の策定、消火救難訓練の定期的な実施等を指導</p> <p>(注) 緊急事態が発生した場合、その発生地点の表示を容易にするために作成する飛行場及びその周辺の詳細な格子地図</p> <p>《現状・実態》</p> <p>空港緊急計画が策定されていないもの(31飛行場中7飛行場)</p> <p>31飛行場のうち、空港緊急計画に定められた関係機関が緊急連絡体制図に記載されていないもの(16飛行場)、消防機関等との協力協定を締結していないものなど(4飛行場)、飛行場内又は飛行場周辺のグリッドマップを作成していないもの(5飛行場)</p> <p>消火救難訓練を定期的に行っていないもの(31飛行場中8飛行場)及び訓練実施後に改善のための評価を行っていないもの(同じく7飛行場)</p>	<p>消火救難体制の整備、訓練体制の充実強化等については、ICAO第14附属書の改正及び総務省の調査を契機として、平成15年9月、「地方公共団体の管理する空港等における救急医療体制の充実強化について」(平成15年9月29日付け国空管第104号航空局長通知)を公共用飛行場を管理する全ての地方公共団体に対し発出し指導。また、平成15年11月に開催した飛行場担当課長会議において、全ての地方航空局及び空港事務所に対し、適切な改善措置を講ずるよう指示するとともに、公共用飛行場を管理する全ての地方公共団体に対する指導を積極的に実施するよう指示</p> <p>さらに、勧告を受けて、「航空安全に関する行政評価・監視結果報告に基づく改善措置について」(平成15年12月16日付け国空総第664号総務課長通知、国空管第160号管理課長通知。以下「監理部・飛行場部通知」という。)を地方航空局に対し発出し、全ての管轄空港、管内地方公共団体又は特殊法人が管理する全ての飛行場において、消火救難体制の整備を図るとともに訓練等の実施について、充実、強化を図るよう指示。また、公共用飛行場を管理する特殊法人に対しては、「航空安全に関する行政評価・監視結果報告に基づく改善措置について」(平成16年1月20日付け国空監第66号関西国際空港・中部国際空港監理官通知、平成16年1月21日付け国空新第67号新東京国際空港課長通知)により、各飛行場における消火救難体制について、適切な改善措置を講ずるよう指示</p> <p>なお、指摘のあった飛行場については、平成16年6月20日までに以下の改善措置を実施</p> <p> ) 空港緊急計画</p> <p> 空港緊急計画を策定(3飛行場)、平成16年中に策定予定(4飛行場)</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>2 ハイジャック防止等に係る航空保安対策 飛行場における航空保安対策の基盤整備 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ハイジャック対応訓練の実施に関する具体的な指針を明定し、飛行場管理者に示すとともに、これに基づき、ハイジャック対応訓練の実施を推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 空港保安計画に基づき、立入禁止柵、ゲート等の施設の管理及び警備を適切に実施すること。</li> <li>) 空港保安計画の実効性が確保されるよう、空港保安計画の適時適切な改訂を行うとともに、空港保安委員会構成員に対し空港保安計画を周知徹底すること。</li> </ul> </div> <p>(説明) 《制度・仕組み》 関係機関が連携して情報伝達や現地対策本部設置等の訓練を実施し、ハイジャック等の発生時に適切に対処できる体制を整えることが重要。国土交通省では、飛行場管理者にその実施を指導</p>	<p>) 緊急連絡体制図等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡体制図を改定(16飛行場)</li> <li>・ 消防機関等との協力協定を締結(1飛行場)、関係機関との協定の締結に向けて調整中(2飛行場)、消防機関への情報提供方法を改善(1飛行場)</li> <li>・ グリッドマップを新たに作成(5飛行場)</li> </ul> <p>) 消火救難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に消火救難訓練を実施し、今後も定期的の実施予定(6飛行場)、平成16年度から消火救難訓練を定期的の実施予定(2飛行場)</li> <li>・ 消火救難訓練実施後の評価を実施(4飛行場)、平成16年度中に消火救難訓練を実施し、訓練実施後の評価を行う予定(3飛行場)</li> </ul> <p>ハイジャック対応訓練に関する基本指針として、「航空機不法奪取事件対応訓練に関する指針」(平成15年12月26日付け国空総第665号航空局監理部総務課長通達)を策定。また、監理部・飛行場部通知を地方航空局に対し発出し、全ての公共用飛行場においてハイジャック対応訓練を実施するよう指示</p> <p>この結果、全国の公共用飛行場94(平成16年3月現在)全てにおいて、16年度中にハイジャック対応訓練を実施予定</p> <p>監理部・飛行場部通知を地方航空局に対し発出し、必要な措置を講ずるよう指示したところであり、その結果は、次のとおり</p> <p>なお、総務省の調査を契機として、平成15年11月に開催した飛行場担当課長会議において、全ての地方航空局及び空港事務所に対し、施設設備の管理と警備について適切な改善措置を講じるよう指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 空港保安計画に基づき、立入禁止柵、ゲート等の施設の管理及び</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>国土交通省では、飛行場管理者に対し、立入禁止柵、ゲート等の施設の整備基準及び警備の実施基準を定めた空港保安計画を策定し、これに基づき施設の整備及び警備を適切に実施するよう指導</p> <p>《現状・実態》</p> <p>全国の公共用飛行場93のうち、平成11年度から14年度までの4年間に訓練を実施していないものが55飛行場（約6割）</p> <p>空港保安計画に基づく立入禁止柵等の管理及び警備の実施について改善を要するもの（28飛行場中17飛行場）</p> <p>空港保安計画に記載された施設設備の状況が現況と異なっており内容の改善を要する又は計画が関係機関に配付されていないなど、計画の実効性が確保されていないもの（同じく10飛行場）</p>	<p>警備を適切に実施することを指示</p> <p>なお、指摘のあった17飛行場については、12飛行場において立入禁止柵の改修など指摘内容に沿った改善措置を実施し、残りの5飛行場において平成16年度から順次改善措置を実施予定</p> <p>また、東京国際空港における不法侵入事件（平成16年4月28日）及び場周柵の破損事件（同6月7日）を受け、次のように措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京国際空港では仮設ゲートへの警備員の終日配置等を実施。</li> <li>さらに、平成16年中に場周柵の強化、侵入感知センサーの増設等を実施</li> <li>・ 東京国際空港のほかに2飛行場（仙台及び奥尻）で仮設ゲートを設置しており、これらの飛行場において仮設ゲートに係る警備を強化</li> <li>・ 場周柵の老朽化箇所等がある12飛行場（礼文、奥尻、函館、仙台、新潟、鳥取、美保、北九州、熊本、喜界島、徳之島、与論）に対して、金網の張り替え、補修等を行うよう指示</li> </ul> <p>）空港保安計画の適時適切な改訂を行うとともに、空港保安委員会構成員に空港保安計画の周知徹底を図ることを指示</p> <p>なお、指摘のあった10飛行場については、9飛行場において空港保安計画の改正など指摘内容に沿った改善措置を実施し、残りの1飛行場において現在空港保安計画の見直し作業中</p>